

平成 28 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 フ ァ ル テ ッ ク  
 代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 戸 井 田 和 彦  
 (コード番号：7215、東証第一部)  
 問 合 せ 先 取 締 役 常 務 執 行 役 員 加 藤 浩  
 TEL. 044-520-0290

**定款一部変更に関するお知らせ**

当社は、平成 28 年 5 月 25 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を下記のとおり、平成 28 年 6 月 23 日開催予定の当社第 12 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 取締役の員数の変更

経営体制の強化充実ならびにコーポレートガバナンス強化を目的として取締役の員数を 8 名以内から 9 名以内に変更するものです。

(2) 業務執行を行わない取締役及び監査役との間に責任限定契約の締結ができる旨の規定の変更

取締役及び監査役がその職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮することができるように、また、今後の適任者の招聘に資するため、会社と業務執行を行わない取締役及び監査役との間に責任限定契約を締結することを可能とする旨に定款を変更するものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は下表のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	定款変更案
第1条～第18条 (掲載省略)	(現行どおり)
(取締役の員数および選任) 第19条 当社の取締役は 8 名以内とし、株主総会の決議によって選任する。	(取締役の員数および選任) 第19条 当社の取締役は 9 名以内とし、株主総会の決議によって選任する。
第19条 2)～第28条 (掲載省略)	(現行どおり)
(取締役の責任免除) 第29条 当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2) 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。	(取締役の責任免除) 第29条 当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2) 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役等である者を除く)</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。
第30条～第35条 (掲載書略)	(現行どおり)

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	定款変更案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p><u>第37条～第40条</u> (掲載書略)</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする</p> <p>(現行どおり)</p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 平成 28 年 6 月 23 日  
 定款変更の効力発生予定日 平成 28 年 6 月 23 日

以 上